

審 査 基 準 整 理 票

処分名	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
根拠法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 6 1 条の 2 第 1 項	
基準法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 6 1 条の 2 第 2 項において準用する第 6 1 条第 2 項	
	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）	（条項）第 2 9 条の 3	
所管部署	健康福祉部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	（申請締日から）8 0 日	法定処理期間	-
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【 】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>高額医療合算介護予防サービス費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法</p> <p>（高額医療合算介護予防サービス費の支給）</p> <p>第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。